

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会

日時：令和6年8月8日（木）

午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

次第

1 開会

2 あいさつ

3 情報提供

国内における豚熱の発生状況について

4 議事

(1) イノシシ管理事業の実績及び計画について

(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）令和5年度評価報告書（基本評価シート）（案）
及び令和6年度実施計画書（案）について

5 その他

6 閉会

◆◆◆◆◆ 配布資料 ◆◆◆◆◆

〔議事資料〕

議事（1）イノシシ管理事業実施計画

- ・令和5年度管理事業実績報告書（県実施分）
- ・令和7年度管理事業実施計画書（県実施分）
- ・令和5年度管理事業実績報告書（市町村実施分）
- ・令和6年度管理事業実施計画書（市町村実施分）

議事（2）指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）令和5年度評価報告書（基本評価シート）
(案) 及び令和6年度実施計画書（案）

〔参考資料〕

資料1 イノシシに関する各種データ

資料2 国内における豚熱の発生状況について

会議内容については、平成17年6月17日に開催された宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会における審議の結果、原則公開することとなっております。

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会委員

(敬称略)

| 区分 | 氏名 | 役職等 | 備考 |
|-------|-------|--|---------------|
| 学識経験者 | 平田滋樹 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門上級研究員 | 部会長 (親会兼任) |
| " | 山本麻希 | 国立大学法人長岡技術科学大学 生物機能工学専攻准教授 | 副部会長 |
| " | 兼子伸吾 | 国立大学法人福島大学共生システム理工学類准教授 | |
| 獣友会 | 大宮喜久江 | 一般社団法人宮城県獣友会認定事業推進委員会 副委員長 | |
| 関係市町村 | 大場政之輔 | 加美町農林課鳥獣対策係長 | |
| " | 佐藤陽一 | 仙台市経済局農林部農業振興課係長 | |
| 県 | 吉岡幸信 | 環境生活部技術参事兼食と暮らしの安全推進課長 | |
| " | 荒井雅秀 | 農政部農業振興課長 | (欠席) |
| " | 小野寺淳 | 農政部農山漁村なりわい課長 | |
| " | 玉田克志 | 林業技術総合センター 試験研究部長 | |
| | | | |
| | | | |
| | | 10人(定員10人) | |

任期 令和5年8月1日～令和7年7月31日

令和6年4月1日現在

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会 事務局名簿

| | 氏 名 | 役 職 等 | 備 考 |
|----|---------|--------------------------|-----|
| 1 | 伊 藤 健 治 | 環境生活部副部長（技術担当） | |
| 2 | 砂 金 義 徳 | 環境生活部自然保護課長 | |
| 3 | 佐 藤 大 輔 | 環境生活部自然保護課緑化推進専門監 | |
| 4 | 大 山 慶一郎 | 環境生活部自然保護課副参事兼総括課長補佐 | |
| 5 | 唐 澤 悟 | 環境生活部自然保護課技術副参事兼総括課長補佐 | |
| 6 | 松 川 雅 俊 | 環境生活部自然保護課主任主査（班長） | |
| 7 | 後 藤 涼 | 環境生活部自然保護課主任主査（副班長） | |
| 8 | 玉 手 智 史 | 環境生活部自然保護課技術主査 | |
| 9 | 洞 口 くるみ | 環境生活部自然保護課主事 | |
| 10 | 氏 家 俊 幸 | 農政部農山漁村なりわい課技術補佐（班長） | |
| 11 | 真 壁 由 衣 | 農政部農山漁村なりわい課技師 | |
| 12 | 西 清 志 | 農政部家畜防疫対策室室長 | |
| 13 | 佐 沢 公 子 | 農政部家畜防疫対策室衛生安全班技術主任主査 | |
| 14 | 三 島 直 温 | 経済商工観光部大河原地方振興事務所林業振興部部長 | |
| 15 | 相 良 陸 隼 | 経済商工観光部仙台地方振興事務所林業振興部主事 | |
| 16 | 船 形 成 則 | 経済商工観光部北部地方振興事務所林業振興部主事 | |
| 17 | 田 中 一 登 | 林業技術総合センター試験研究部主任研究員 | |

特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 イノシシ部会 座席表

| | | 部会長 | | | | | 副部会長 | | |
|------|--|------------------------|---------------|----------|-----------|----------------------|-----------|------------|--|
| 傍聴席 | | 吉岡委員 | 兼子委員 | 平田委員 | 山本委員 | 大宮委員 | | | |
| 傍聴席 | | 小野寺委員 | | | | | | 大場委員 | |
| 傍聴席 | | 玉田委員 | | | | | | 佐藤委員 | |
| 記者席 | | 唐澤技術副 理事兼総括 課長補佐 | 佐藤綠化 推進専門監 | 砂金 課長 | 伊藤 副部長 | 大山 副理事兼総 括課長補佐 | 松川 班長 | 玉手 技術主査 | |
| | | | | | | | | | |
| | | 林業技術総 合センター | 北部 | 仙台 | 大河原 | 家畜防疫対策室 | 農山漁村なりわい課 | | |
| 出入り口 | | | | | | | 出入り口 | | |

○特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例

平成十七年三月二十五日
宮城県条例第四十四号

特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例をここに公布する。

特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例

(設置)

第一条 知事の諮問等に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議するため、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)

第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画及び同法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画(以下これらの計画を「保護管理計画」という。)の実施方法等の検討及び評価に関すること。

二 保護管理計画の作成に係る地域住民その他の関係者の合意形成に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

(平二七条例一六・一部改正)

(組織等)

第二条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、農業関係団体、自然保護団体又は狩猟者団体の役員又は職員、地域住民の意見を代表する者その他知事が適當と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第三条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。ただし、委員長が委員会に諮って議決を要しないと定めたものについては、この限りでない。

(部会)

第五条 委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める鳥獣に係る保護管理計画の実施方法の分析、評価等に関し調査審議する。

- 一 ニホンザル部会 ニホンザル
- 二 ツキノワグマ部会 ツキノワグマ
- 三 イノシシ部会 イノシシ
- 四 ニホンジカ部会 ニホンジカ

- 2 委員会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の調査審議に資するため、部会委員を置く。
- 3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、委員長が指名する。
- 5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 6 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前二条(第三条第一項を除く。)の規定は部会について準用する。

(平一八条例六四・平二〇条例四六・一部改正)

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一八年条例第六四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(部会委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成十八年九月三十日までの間に任命された改正後の特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第五条第一項第二号に掲げる部会に係る部会委員の任期は、同条第六項において準用する同条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までとする。

附 則(平成二〇年条例第四六号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(部会委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成二十年八月三十一日までの間に任命された改正後の特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第五条第一項第三号及び第四号に掲げる部会に係る部会委員の任期は、同条第六項において準用する同条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成二十一年七月三十一日までとする。

附 則(平成二七年条例第一六号)

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。